

公益社団法人自動車技術会 規格会議組織規則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規則は、公益社団法人自動車技術会（以下、「本会」という。）組織運営規則第13条第2項の規定に基づき、規格会議の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 規格会議

(規格会議組織)

第2条 規格会議組織は、本会の目的を達成するため、自動車及び高度道路交通システム（以下、「ITS」という。）に関する標準化活動を企画・推進・調整し、関係する各分野の利益と繁栄をはかる。

第3条 規格会議組織の最高機関は、規格会議とし、その下部機構に常設の自動車標準化委員会、JIS/JASO規格審議委員会、部会及び分科会並びにITS標準化委員会、技術委員会、部会及び分科会（以下「委員会等」という。）を置く。

- 2 委員会等において、特定の事項を処理するため、特別委員会等を置くことができる。
- 3 自動車標準化委員会及びITS標準化委員会の両委員会に関係する内容において、特定の事項を処理するため、自動車標準化委員会及びITS標準化委員会にまたがる特別委員会等を置くことができる。
- 4 前条の目的達成のため委員会等以外のものが設けられる場合は、この規格会議組織のもとに設けるものとする。

第4条 規格会議組織は、次の事業を行う。

- (1) 自動車に関する規格（団体規格、国家規格及び国際規格を含む。以下、「自動車規格」という。）の作成・普及活動等に関する標準化活動
 - (2) ITSに関する規格（団体規格、国家規格及び国際規格を含む。以下、「ITS規格」という。）の作成・普及活動等に関する標準化活動
 - (3) その他規格作成に関する機関、学会、協会、団体等との交流及び協力
- 2 本組織において制定する団体規格は、国際規格及び国家規格と共に、自動車及びITSに関する標準を確立することを目的とし、「JASO 規格」（Japanese Automobile Standard）と称する。また、制定した団体規格の番号には、「JASO」を冠する。

(規格会議)

第5条 規格会議は、次の事項を行う。

- (1) 規格会議組織の事業方針の審議
- (2) 事業計画及び予算案の審議
- (3) 事業報告及び決算案の審議
- (4) 国家規格原案及び団体規格原案の審議（団体規格原案にあつては、JASO発行決定、国家規格原案にあつては、主務大臣への申請承認を意味する。）
- (5) その他規格会議組織の目的達成のために必要な事項

第6条 規格会議の委員は、自動車関係各分野、関係官公庁及び学識経験者の中から規格担当理事が推薦した者、自動車標準化委員会の委員長及び副委員長並びにITS標準化委員会の委員長とし、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

- 2 議長は会長が、副議長は規格担当理事がこれにあたる。
- 3 議長、副議長及び委員の任期は、本会役員改選の年の通常総会の終了時から翌々年の通常総会の終了時までの2年とする。ただし、補充又は増員のため就任した者の任期は、前任者又は現任者の任期の残存期間とし、また、任期満了後であっても後任者が就任するまでは、なおその職務を行うもの

とする。

- 4 委員の構成は、生産者及び消費者・使用者が同数、中立者がその半数から同数となるように配慮する。販売者を委員に含める場合には、その構成比率の上限を2割とする。

なお、強制定法規に関連する規格については、規制当局者が原案作成委員会の委員として参加していなければならない。

第7条 規格会議は、議長が招集する。規格会議は、委任状を含め委員の三分の二以上の出席がなければ成立しない。

- 2 議長は、規格会議を代表し、議事を統轄する。副議長は、議長を補佐する。
- 3 審議事項の承認に当たっては、出席委員のコンセンサスを原則とするが、必要に応じて出席委員の多数決によって決めることができる。
- 4 審議を急ぐ場合にあっては、規格会議議長の了承の下で、書面による審議を行うことができる。この場合の承認基準は、多数決によるものとする。

第3章 自動車標準化委員会／JIS/JASO規格審議委員会

(自動車標準化委員会)

第8条 自動車標準化委員会は、部会を統轄し、次の事項を行う。

- (1) 規格会議組織の事業方針の審議
- (2) 事業計画案及び事業報告案の審議
- (3) 「自動車規格」制定・改正に関わる長期計画の制定案、改訂案の審議
- (4) 部会及び分科会の新設・廃止・改編及び構成並びに自動車標準化委員会及びJIS/JASO規格審議委員会における特別委員会等の新設・廃止の審議
- (5) 部会間を横断する課題の検討
- (6) ISO/TC22（自動車）総会及び傘下SCに関する対応方針の審議
- (7) 日本発ISO新規作業項目提案の審議
- (8) 官公庁・関係団体の行う自動車に関連する標準化活動に対する協力
- (9) 標準化功労者表彰及び官公庁・関係団体が行う標準化表彰者の推薦
- (10) その他規格会議組織の目的達成のために必要な事項

第9条 自動車標準化委員会の委員は、自動車関係各分野、関係官公庁及び学識経験者の中から、規格会議の推薦により、規格会議議長が委嘱する。この場合、委員の構成比率の適正化に配慮するものとする。

- 2 委員長及び副委員長は、規格担当理事がこれにあたる。
- 3 委員長、副委員長及び委員の任期は2年とし、第6条第3項ただし書に準じるものとする。

第10条 自動車標準化委員会は、委員長が招集する。自動車標準化委員会は、委任状を含め委員の三分の二以上の出席がなければ成立しない。副委員長は、委員長を補佐する。

- 2 審議事項の決定方法は、本規則第7条第3項及び第4項に準じるものとする。

(JIS/JASO規格審議委員会)

第11条 JIS/JASO規格審議委員会は、次の事項を行う。

- (1) 「自動車規格」のうち団体規格および国家規格の制定案・改正案・廃止の審議
- (2) 「自動車規格」のうち団体規格および国家規格の制定・改正・廃止の計画案の審議
- (3) その他規格会議組織の目的達成のために必要な事項

第12条 JIS/JASO規格審議委員会の委員は、自動車関係各分野から生産者、使用者・消費者、中立者及び販売者を代表する者を、規格会議の推薦により、規格会議議長が委嘱する。この場合、委員の構成比率の適正化に配慮するものとする。

- 2 委員長は、規格担当理事がこれにあたる。

3 委員長及び委員の任期は2年とし、第6条第3項ただし書きに準じるものとする。

第13条 JIS/JASO規格審議委員会は委員長が招集し、委任状を含め委員の三分の二以上の出席がなければ成立しない。

2 審議事項の承認、決定方法は、本規則第7条第3項及び第4項に準じるものとする。

(部会)

第14条 部会は、規格会議の定める分担範囲に従い、次の事項を行う。

- (1) 「自動車規格」の制定・改正・廃止の計画の審議
- (2) 「自動車規格」の新規・改正原案及び廃止の審議
- (3) 国家規格原案など官公庁・関係団体の委託による規格原案の審議
- (4) 国際規格の新規制定案・改正案・廃止の審議
- (5) 官公庁・関係団体の標準化活動に対する協力
- (6) 分科会の新設・廃止・改編及び構成の審議並びに部会、分科会における特別委員会の新設・廃止の審議
- (7) 関係団体に対する、「自動車規格」の原案作成
- (8) 関係団体に対する、ISOからの諮問に対する検討及び答申案作成の委託の提案
- (9) その他部会の任務達成のため必要な事項

第15条 部会の委員は、自動車関係各分野から原則として適正構成比率で生産者、使用者・消費者、中立者及び販売者を代表する者を、自動車標準化委員会の推薦により、自動車標準化委員会委員長が委嘱する。

2 部会長は、原則として自動車関係各分野からの推薦により自動車標準化委員会委員長が委嘱する。幹事は、委員の中から部会長が指名する。

3 部会長、幹事及び委員の任期は2年とし、第6条第3項ただし書に準ずるものとする。ただし、再任を妨げない。

4 部会長は、自動車標準化委員会委員、JIS/JASO規格審議委員会委員並びに担当部会参加の分科会長及び委員等は兼任できないものとする。

第16条 部会は、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は部会に設置された分科会の作成する各段階の規格原案の送付を受け、これに対する意見を書面により、又は部会に出席して申し述べることができる。

3 特別委員は部会の推薦により、自動車標準化委員会委員長が委嘱する。

第17条 部会は、部会長が招集する。幹事は、部会長を補佐する。

(分科会)

第18条 分科会は、部会の定めるところにより、次の事項を行う。

- (1) 「自動車規格」原案の作成
- (2) 国家規格 など官公庁・関係団体の委託による規格原案の作成
- (3) ISO など国際標準化機関からの諮問に対する答申案の作成
- (4) 前各号に関連する調査・試験・研究及び部会への建議

第19条 分科会の委員は、原則として生産者、使用者・消費者、中立者及び販売者を代表する者を部会が推薦し、自動車標準化委員会委員長が委嘱する。

2 分科会長は、部会が推薦し、自動車標準化委員会委員長が委嘱する。幹事は、委員の中から分科会長が指名する。

3 分科会長、幹事及び委員の任期は2年とし、第6条第3項ただし書に準じるものとする。なお、期間内であっても活動が終了した時点で任期も終了したものとする。

第20条 分科会は、分科会長が招集する。幹事は、分科会長を補佐する。

第21条 分科会に特別委員を置くことができる。

2 特別委員は分科会の作成する各段階の規格原案の送付を受け、これに対する意見を書面により、又

は分科会に出席して申し述べることができる。

3 特別委員は分科会の推薦により、自動車標準化委員会委員長が委嘱する。

第4章 ITS標準化委員会

(ITS標準化委員会)

第22条 ITS標準化委員会は、次の事項を行う。

- (1) 規格会議組織の事業方針の審議
- (2) 事業計画案及び事業報告案の審議
- (3) 「ITS規格」制定・改正に関わる長期計画の制定案、改訂案の審議
- (4) 部会・分科会の新設・廃止・改編及び構成並びに特別委員会等の新設・廃止の審議
- (5) ISO/TC204 (ITS) 総会及び傘下WG活動に関する対応方針の審議
- (6) 日本発ISO新規作業項目提案の審議
- (7) 官公庁・関係団体の行うITSに関連する標準化活動に対する協力
- (8) 標準化功労者表彰及び官公庁・関係団体が行う標準化表彰者の推薦
- (9) その他規格会議組織の目的達成のために必要な事項

第23条 ITS標準化委員会の委員は、ITS関係各分野、関係官公庁及び学識経験者の中から規格会議議長が委嘱する。この場合、委員の構成比率の適正化に配慮するものとする。

2 委員長は、規格会議議長が推薦し、委嘱する。幹事は、委員の中から委員長が指名する。

3 委員長、幹事及び委員の任期は2年とし、第6条第3項ただし書に準じるものとする。

第24条 ITS標準化委員会及は、委員長が招集し、委任状を含め委員の三分の二以上の出席がなければ成立しない。幹事は、委員長を補佐する。

2 審議事項の決定方法は、本規則第7条第3項及び第4項に準じるものとする。

(技術委員会)

第25条 技術委員会は、次の事項を行う。

- (1) ISO/TC204 (ITS) の各分科会等における情報共有・情報交換
- (2) ITS標準化に関わる調査研究
- (3) その他規格会議組織の目的達成のために必要な事項

第26条 技術委員会の委員は、各分科会長及びITS関係各分野、関係官公庁及び学識経験者の中から規格会議議長が委嘱する。この場合、委員の構成比率の適正化に配慮するものとする。

2 委員長及び幹事は、ITS標準化委員会委員長、幹事がこれにあたる。

3 委員長、幹事及び委員の任期は2年とし、第6条第3項ただし書に準じるものとする。

第27条 技術委員会は、委員長が招集し、委任状を含め委員の三分の二以上の出席がなければ成立しない。幹事は、委員長を補佐する。

(部会)

第28条 部会は、ISO/TC204における委員会組織体制に対応して設置し、国内対応組織の規則によるものとする。

第29条 部会は、規格会議の定める分担範囲に従い、次の事項を行う。

- (1) 「ITS規格」の制定・改正・廃止の計画の審議
- (2) 「ITS規格」の新規・改正原案及び廃止の審議
- (3) 国家規格原案など官公庁・関係団体の委託による規格原案の審議
- (4) 官公庁・関係団体の標準化活動に対する協力
- (5) 分科会の新設・廃止・改編及び構成の審議並びに部会、分科会における特別委員会の新設・廃止の審議
- (7) 関係団体に対する、「ITS規格」の原案作成

(8) 関係団体に対する、ISO からの諮問に対する検討及び答申案作成の委託の提案

(9) その他部会の任務達成のため必要な事項

第30条 部会の委員は、ITS 関係各分野から原則として適正構成比率で生産者、使用者・消費者、中立者及び販売者を代表する者を、ITS 標準化委員会の推薦により、ITS 標準化委員会委員長が委嘱する。

2 部会長は、原則としてITS 関係各分野からの推薦によりITS 標準化委員会委員長が委嘱する。幹事は、委員の中から部会長が指名する。

3 部会長、幹事及び委員の任期は2年とし、第6条第3項ただし書に準ずるものとする。ただし、再任を妨げない。

4 部会長は、担当部会傘下の分科会長及び委員等は兼任できないものとする。

第31条 部会は、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は部会に設置された分科会の作成する各段階の規格原案の送付を受け、これに対する意見を書面により、又は部会に出席して申し述べるができる。

3 特別委員は部会の推薦により、ITS 標準化委員会委員長が委嘱する。

第32条 部会は、部会長が招集する。幹事は、部会長を補佐する。

(分科会等)

第33条 分科会等は、ISO/TC204における委員会組織体制に対応して設置し、国内対応組織の規則によるものとする。

第34条 分科会は、部会の定めるところにより、次の事項を行う。

(1) 「ITS 規格」原案の作成

(2) 国家規格 など官公庁・関係団体の委託による規格原案の作成

(3) ISO など国際標準化機関からの諮問に対する答申案の作成

(4) 前各号に関連する調査・試験・研究及び部会への建議

第35条 分科会の委員は、原則として生産者、使用者・消費者、中立者及び販売者を代表する者を部会が推薦し、ITS 標準化委員会委員長が委嘱する。

2 分科会長は、部会が推薦し、ITS 標準化委員会委員長が委嘱する。幹事は、委員の中から分科会長が指名する。

3 分科会長、幹事及び委員の任期は2年とし、第6条第3項ただし書に準じるものとする。なお、期間内であっても活動が終了した時点で任期も終了したものとする。

第36条 分科会は、分科会長が招集する。幹事は、分科会長を補佐する。

第37条 分科会に特別委員を置くことができる。

2 特別委員は分科会の作成する各段階の規格原案の送付を受け、これに対する意見を書面により、又は分科会に出席して申し述べることができる。

3 特別委員は分科会の推薦により、ITS 標準化委員会委員長が委嘱する。

第5章 その他

(特別委員会)

第29条 特別委員会の処理事項、構成、運営、設置期間等については、その都度これを設置する委員会等が決定する。

(JASOサポート制度)

第30条 「JASO 規格」の制定・改廃等の制度の維持、発展のため、「JASOサポート制度」を設ける。

2 この制度の実施については、規格会議組織規則業務処理基準による。

(ISOサポート制度)

第31条 「国際規格」の制定・改廃等の原案作成の円滑な進捗及びISO活動推進のため、「ISOサポート制度」を設ける。

2 この制度の実施については、規格会議組織規則業務処理基準による。

(業務処理基準)

第32条 本組織の運営に関し必要な細則については、規格会議において組織規則業務処理基準を定め、これによるものとする。

附 則 (1984. 4. 1)

- 1 この規則は、1984年4月1日から施行する。
- 2 自動車規格組織規程(1963年11月8日制定)は、廃止する。

附 則 (1987. 4. 17)

- 1 第3条、第5条、第8条、第9条、第11条～第20条の追加又は削除による改定は、1987年4月1日から施行する。

附 則 (1995. 4. 21)

- 1 第19条の変更による改定は、1995年4月21日から施行する。

附則(1998. 3. 20)

- 1 第9条、第12条の追加、変更、削除による改定は、1998年4月1日から施行する。

附則(2005. 4. 22)

- 1 第1条、第4条～第12条、第15条、第19条の追加、変更、削除による改定は、2004年12月27日から施行する。

附則

- 1 公益社団法人への移行登記により、名称変更を行う。(2011年4月1日登記)

附則(2011. 10. 13)

- 1 第19条第2項の変更及び第20条、第21条の追加による改定は、2011年10月13日から施行する(第3回理事会)。

附則(2019. 4. 24)

- 1 第1章～第5章の追加、第2条～第32条の追加、変更、削除による改定は、2019年4月24日から施行する。(第5回理事会)

附則(2021. 4. 23)

- 1 第3章題目の変更、第15条、第27～28条の追加並びに変更による改定は、2021年4月23日から施行する。(第5回理事会)

- 1 第2章の変更、第4章第22条の変更、28条～37条による改定は、2023年4月26日から施行する。(第5回理事会)